

中間前金払制度について

1. 制度概要

建設工事に係る前金払の支払限度額は請負代金額の4割以内とされていますが、一定の要件を満たした場合、通常の前金払に加えて、請負代金額の2割以内を限度額として追加の前金払を請求することが可能となります。この追加の前金払を「中間前金払」といいます。

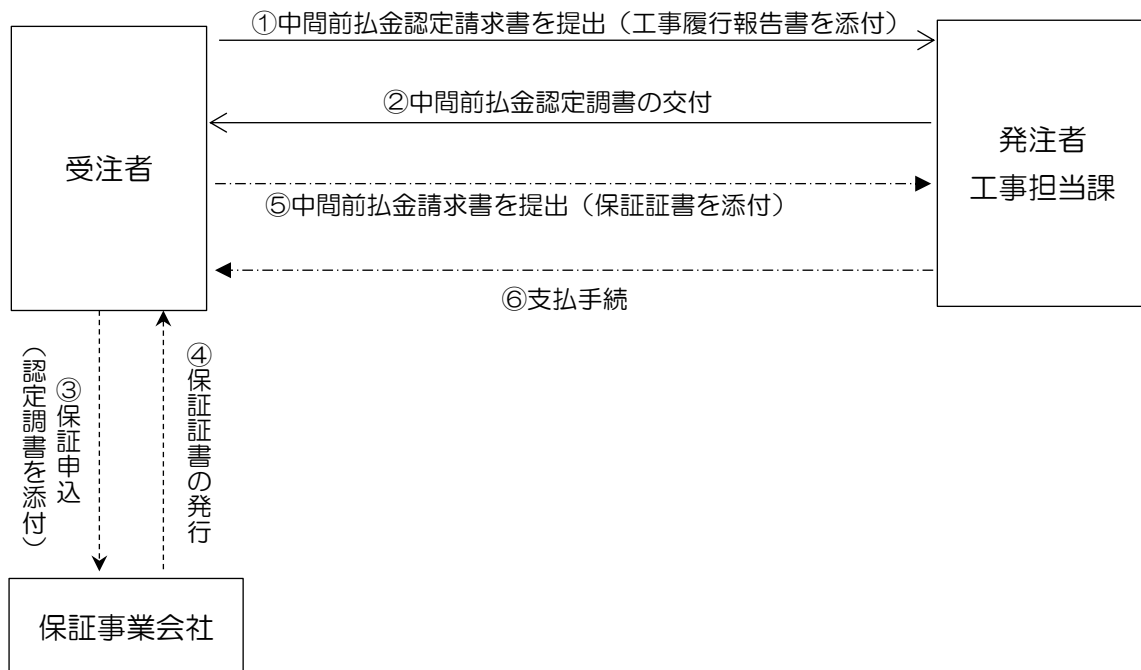
請負代金額が500万円以上の工事が対象となります。

対象工事については、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に関する届出書」の提出により、中間前金払または部分払のどちらかを選択していただきます。

2. 中間前金払の支払要件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (3) 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。
- (4) 保証事業会社と中間前金払に係る保証契約が締結されていること。

3. 請求の流れ



①認定の請求

中間前払金を請求しようとするときは、工事担当課に対して、中間前金払認定請求書、工事履行報告書を提出してください。

②認定調書の交付

工事担当課は受注者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、支払い要件を満たしているか調査（原則として、「工事履行報告書」による書面確認）を行い、その結果、支払い要件を満たしている場合は、中間前金払認定調書を交付します。

③保証申込

受注者は、中間前金払認定調書を添えて公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行います。

④保証証書の発行

受注者は、保証事業会社と保証契約を締結し、中間前払金の保証証書を発行してもらいます。

⑤中間前払金の請求

受注者は保証事業会社から中間前払金の保証証書の発行を受けた後、当該保証証書と請求書を工事担当課に提出します。

⑥中間前払金の支払

工事担当課は、請求を受けた日から起算して14日以内に、中間前払金の振込みを行います。

4. 施行日

令和3年4月1日以降の契約から適用します。

問い合わせ先：管財課契約係 TEL 0176-51-6714